

平成30年度 被災建築物応急危険度判定士講習会開催のご案内

被災建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物等を速やかに調査し、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判断することにより、人命に関わる二次的災害の防止を目的とするものであり、判定活動は被災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）が行うこととなっています。

熊本地震では、全国から支援を受け、延べ6,819人の判定士により約57,000件の判定を行いました。県内の判定士は、判定士自身の被災や判定士への連絡が的確にできなかったこと等もあり、1,215人（18%）に留まりました。応急危険度判定体制の更なる充実を図るため、今後も多くの判定士を確保する必要があります。

県では、応急危険度判定に関する講習会を受講していただくことにより、ボランティアとして判定活動にご協力いただける民間の建築士等の方々を判定士として登録を行っております。

今回、新たに判定士として登録いただける方及び既に登録されている判定士の方を対象に、応急危険度判定に関する知識の習得又は維持向上のための講習会を開催しますので、多くの方に受講していただきますようお願いいたします。

1 開催日時

平成31年1月15日（火） 13:00～17:00

2 開催場所

熊本県庁 地下大会議室（定員：450名）

3 プログラム

- (1) 開会挨拶（13:00～13:05）
- (2) ビデオ（被災建築物の応急危険度判定）（13:05～13:40）
- (3) 被災建築物応急危険度判定制度等について（13:40～14:10）
休憩（10分）
- (4) 応急危険度判定活動について（14:20～16:20）
 - ・ 応急危険度判定基準について
 - ・ 木造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
 - ・ 鉄骨造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
 - ・ 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
- (5) その他連絡事項（住宅耐震化支援事業【市町村事業】について）（16:20～16:30）
- (6) 閉会・受講修了証交付（16:30～17:00）

4 受講対象者

判定士への登録希望者(※1)及び既登録判定士(※2)

※1：登録には、一級・二級・木造のいずれかの建築士資格が必要です。

※2：特に、前回の受講から5年以上経過された方は積極的な参加をお願いします。

5 受講料

無 料

6 申込方法

裏面による

7 申込〆切

平成30年12月21日（金）（必着）

8 問合せ先

熊本県土木部建築住宅局建築課 安全推進班 TEL:096-333-2535

9 実施主体

主催：熊本県

共催：熊本市、八代市、天草市

**平成 30 年度 被災建築物応急危険度判定士講習会
受 講 申 込 書**

(フリガナ) 受講者氏名	一級・二級・木造の別	勤務先名	判定士※ 登録番号
	建築士登録番号	連絡先 (TEL)	
	(一級・二級・木造)		第 号
	第 号	TEL:	
	(一級・二級・木造)		第 号
	第 号	TEL:	
	(一級・二級・木造)		第 号
	第 号	TEL:	
	(一級・二級・木造)		第 号
	第 号	TEL:	
	(一級・二級・木造)		第 号
	第 号	TEL:	
	(一級・二級・木造)		第 号
	第 号	TEL:	

- ※の判定士登録番号欄は、既に熊本県の判定士として登録されている方のみご記入ください。
- 新規登録希望の方は、判定士認定申請をしていただくことにより、判定士認定証及び判定士認定証明証を発行いたします。判定士認定申請の手続き等については、講習会当日に説明いたします。

◆申込方法

本申込書に必要事項を記載のうえ、下記申込先にメール、FAX、郵送のいずれかでお申し込みください。

◆申込先

熊本県土木部建築住宅局建築課 安全推進班
〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1
FAX：096-384-9820
E-mail：kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp